# [事案 30-179] 転換契約無効請求

- · 平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了
- ※本事案の申立人は、「事案 30-178」の申立人の配偶者である。

### <事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由として、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

配偶者は、昭和 58 年 12 月に申立人を被保険者として契約した養老保険を、平成 20 年 5 月 に終身保険に転換し、その後、自分が契約者となった。しかし、以下等の理由により、契約転換を無効にして、転換前の契約に戻してほしい。

- (1)条件の良い時に加入した保険を変更する不利益事項の説明がなかった。
- (2) 本転換は無料で1日目から入院給付金が出るようにするための手続きだと思っていたが、そうではなかった。

# <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人配偶者に対し、本転換手続きの意味内容について、設計書を用いて説明した。
- (2) 募集人は、入院給付金が1日目から出るようになると説明をしたが、無料だとは言っていない。

#### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反があったとは認められず、申立人が主張するような 誤信をしていたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないこ とから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。